

日本における外国人企業家の地域分布と影響要因
—外国人創業促進政策の効果に関する考察を兼ねて—

令和 4 (2022) 年 3 月

公益財団法人 アジア成長研究所

日本における外国人企業家の地域分布と影響要因

－外国人創業促進政策の効果に関する考察を兼ねて－

戴二彪

アジア成長研究所 (AGI)

(要旨)

本研究では、在留外国人に関する統計と聞き取り調査に基づいて、日本における外国人企業家の推移と特徴を考察し、その都道府県分布の影響要因および各地の外国人創業促進政策の効果を検証した。

経営管理活動を行っている在日外国人（外国籍）企業家は、主に「経営・管理」と「高度専門職1号ハ」の2種類のビザ（在留資格）所持者から構成される。2015～2019年のパネルデータと固定効果モデルに基づいて分析した結果によると、都道府県の「経営・管理」ビザ所持者数や「高度専門職1号ハ」ビザ所持者数に対して、「地域総人口」、「一人当たり地域総生産」、及び「地域のインバウンド観光客数」はいずれも統計的に有意なプラスの影響を与えており、（主にサービス業を営んでいる）在日外国人企業家の数は地元マーケットの規模と成長性に大きく左右されている。一方、地域の外国人創業促進政策は、「経営・管理」ビザ所持者数に対して統計的に有意なプラスの影響を与えているが、「高度専門職1号ハ」ビザ所持者数への影響は統計的に有意ではない。また、都道府県の外国人企業家の年増加率に対しても、地域の外国人創業促進政策はプラスの影響を与えているものの、統計的に有意ではない。

外国人創業促進政策の導入時間はまだ短いので、その効果に関する検証はこれからも続ける必要がある。現段階の分析結果を見ると、外国人の創業をさらに促進させるためには、まず、規制緩和などを通じて、日本の持続可能な発展に寄与する投資需要・成長分野を一層創出する必要がある。また、各地の発展ビジョン・創業優遇政策に関する情報を国内外に効果的に発信するとともに、具体的な創業支援活動については、新興領域に関する専門技術力の高い20代～30代の留学生を中心に展開すべきである。

日本における外国人企業家の地域分布と影響要因

－外国人創業促進政策の効果に関する考察を兼ねて－

戴二彪(AGI)¹

1. はじめに

移民は労働力の供給を拡大し、移住国のネイティブ労働者と雇用機会を競うことがしばしば懸念される。しかし、移民は、移住国の特定分野の労働力不足を補うとともに、新会社を立ち上げ労働需要を拡大する可能性もある。米国の起業における移民の役割を研究する先行研究結果によると、移民は「仕事の受け手」よりも「仕事のクリエーター」として、米国のダイナミクスな産業成長に大きな役割を担っている (Azoulay, *et al.*, 2022; Wadhwa, *et al.*, 2007)。

近年の日本においても、少子高齢化の加速に伴い (Dai and Hatta, 2021) , 外国人の就労・創業・定住に関する規制が大きく緩和されている。米国など海外諸国の産業成長と地域振興における移民系企業の顕著な貢献を鑑み、外国人が持つチャレンジ精神・グローバルネットワーク資源を最大限に生かすために、2015年ごろから、日本政府と地方自治体などは、在住外国人の創業・起業促進事業を本格的に推進し始めている (内閣府, 2015 ; 経済産業省, 2018 ; 法務省, 2017, 2020b ; 福岡市, 2017; 北九州市, 2018)。こうした背景の下で、日本で働く外国人が急増しているとともに、外国出身の企業家も増加しつつある。しかし、一部の先進国と比べ、日本における影響力のある移民系企業の数も雇用規模もまだかなり小さい (Anderson, 2018; NIF, 2018 ; 法務省, 各年版)。また、47都道府県の内、外国人の人気創業先になっている地域もあれば、外国人創業数が期待通り伸びていない地域もある。

本研究では、統計データと聞き取り調査に基づいて、日本における外国人企業家の推移と基本特徴を概観するうえ、2015年以降の各地の外国人創業促進政策の効果に対する考察を兼ねて、外国人企業家の都道府県分布の影響要因を分析する。また、こうした分析結果を踏まえて、日本各地の外国人創業を効果的に促進するために、若干の対策を提言する。

2. 本研究における「外国人企業家」の定義とデータソース

¹ アジア成長研究所 (AGI) 教授, 研究部長。Email: dai@agi.or.jp

本研究の目的は、地方自治体の外国人創業促進政策の効果に対する考察を兼ねて、日本における外国出身企業家の都道府県別分布の影響要因を検証することである。しかし、日本在留外国人に関する最も信頼できる政府統計である『在留外国人統計』（法務省各年版）では、出身国（country of birth）別・元居住国（country of last permanent residence）別・国籍（country of citizenship / nationality）別の詳しい統計情報が毎年定期的に公表されている米国・カナダ・オーストラリアなど伝統的な移民受入れ国と違い、国籍別の統計しか公表されておらず、すでに日本国籍を取得した外国出身者の職業状況に関する情報は確認できない。また、永住権を取得した一部の在日外国人の職業状況に関する統計もない²。

他方、上述の『在留外国人統計』では、国籍別・在留資格（ビザ）別外国人の人数と都道府県別分布は統計されている。「永住者」・「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」など身分に基づく在留資格所持者を除けば、活動内容に基づく他の在留資格所持者の職業は、ほとんど特定できる。企業の経営管理活動に従事する在日外国人の在留資格には、「経営・管理」，「高度専門職」，「特定活動」がある。これらの在留資格別統計データは、日本における外国出身企業家全体の実態をカバーしていないものの、それに基づいて外国籍企業家の推移やその年齢別・性別・出身国別構成及び居住地分布をだいたい確認できる。

本章は、企業の経営管理活動に従事する在日外国人の関連在留資格の適用対象を考察し、本研究の分析で用いられるデータを説明する。

2.1 「経営・管理」在留資格

「経営・管理」在留資格は、日本在留の外国人に付与される、就労ビザの一種である。日本の「入管法」では、外国人が日本で起業して事業を行う場合、または日本企業に投資して経営に携わる場合、あるいは日本にある企業の管理業務を行う場合などにおいて、「経営・管理」ビザが必要となる。かつては、このビザが「投資・経営」ビザと呼ばれていたが、2015年の入管法改正により、同年4月1日より同ビザ名が「経営・管理」に変わった。この「経営・管理」ビザを取得するためには、次の条件を満たさなければならない。

- ① 日本国内にすでに事業所を確保
- ② 資本金等が総額 500 万円以上、又は日本に居住する常勤従業員 2 名以上の雇用
- ③ 申請人の事業経営等経験が 3 年以上（大学院を含む）、かつ、日本人と同額以上の報酬

² 通算在留年数が 10 年程度経つと、日本在留外国人企業家の多くは、他の就労ビザ所持者と同様、①「永住者」在留資格への変更、または②日本国籍への帰化、のどちらかを選択することになると見られる。ただし、こうした在留資格変更者と帰化者の職業別内訳に関する統計は存在していない。

- ④ 事業計画書等の提出（事業が安定して継続的に営まれるものと客観的に認められるもの）

ちなみに、上の②における「常勤従業員」に該当するものは、日本人・永住者・特別永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等、と限定されている。さらに、「500万円以上の資本金」については、借入金が認められない場合もある。こうしたビザ審査基準は、米欧の一部先進国と比べ、厳しすぎると指摘されている。

外国人にも創業しやすい環境を提供し、日本の産業振興と経済成長に貢献してもらうために、近年の日本では、「国家戦略特区」の指定などを通じて、外国人の創業に関する規制緩和を推進している。

「国家戦略特区」制度は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ることを目的に、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度である。平成25年度に関連する法律が制定され、平成26年5月に、6つの区域が1回目の「国家戦略特区」として指定された。その後、2015年と2016年にそれぞれ2回目と3回目の「国家戦略特区」が指定された。2022年現在、日本全国に10つの地域（13の都道府県を含む）が「国家戦略特区」となっている（図1）

図1 国家戦略特区の指定地域（2022年3月現在）



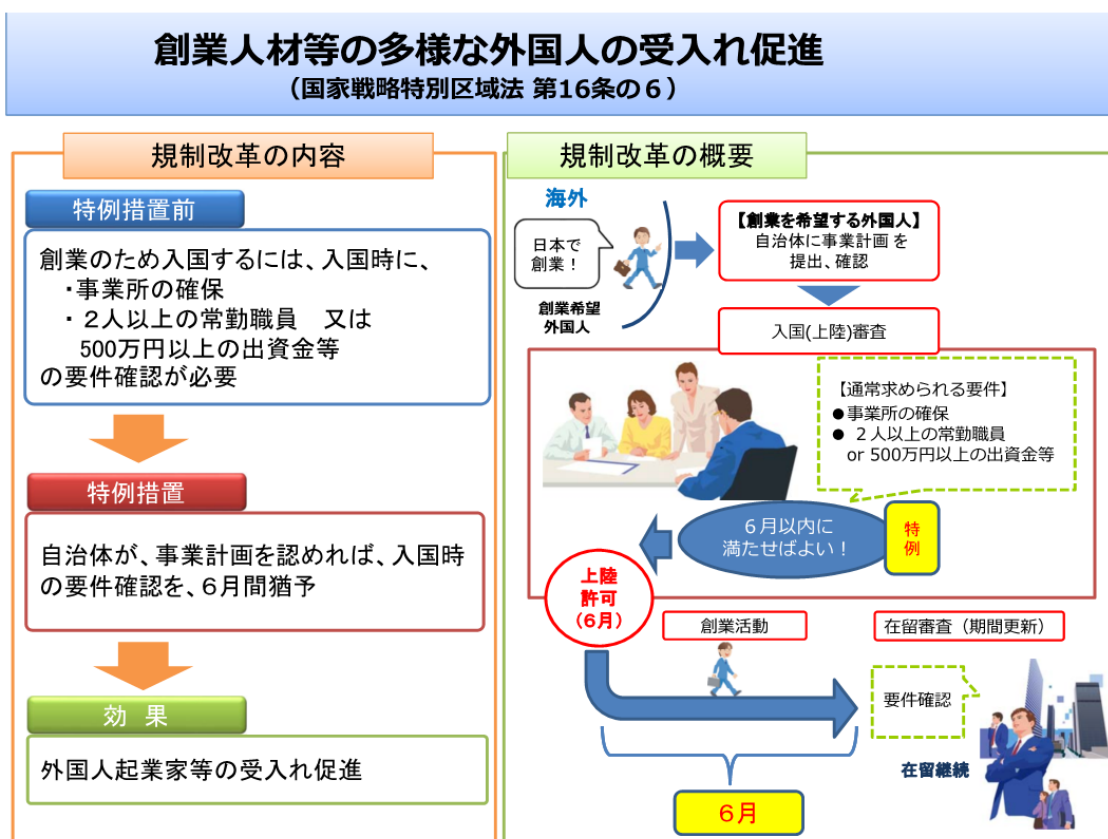
（出所）内閣府地方創生推進事務局（2022）「国家戦略特区の指定地域」

内閣府は、2015年7月から、「国家戦略特区」を規制改革の対象地域として、創業人材となる多様な外国人の受け入れ促進を図る「外国人創業活動促進事業」を開始した。この事業は、「国家戦略特区」地域内の地方自治体が外国籍創業希望者の事業計

画などから一定の要件を確認した場合、「経営・管理」の在留資格の基準を6カ月後までに満たす見込みがあれば、申請時点で“事業所の確保、500万円以上の資本金、又は2人以上の常勤職員の雇用”など従来の基準を満たしなくても、創業準備目的の「経営・管理」ビザ（スタートアップビザとも呼ばれる）で、6カ月間、入国・滞在を認めることができる

このスタートアップビザ申請手続きは複雑ではない（図2）。申請者は、まず事業計画などの書類を該当する自治体に申請し、自治体の審査で認められれば創業活動に関する確認証明書が交付される。その確認証明書を所管する地域の出入国管理局に申請し、創業準備目的の「経営・管理」の在留資格が認定されれば、6か月間のビザを取得できる。その6か月間内に、創業準備を計画通り進めれば、普通の「経営・管理」ビザへ更新され、事業活動を継続できる。

図2 外国人投資促進事業で導入されたスタートアップビザの申請手順



（出所）内閣府（2015）「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」

2022年1月現在、東京都、神奈川県、京都府、新潟市、福岡市、北九州市、仙台市、愛知県、広島県、今治市（愛媛）の10自治体でこの事業が認められている。ま

た、国家戦略特区と指定されている地域に含まれている他の地方自治体（沖縄県，大阪府，兵庫県）では，この名義の事業は実施されていないものの，実質的に同じく積極的に外国人創業促進政策を推進していると見られる（内閣府地方創生推進事務局，2022；沖繩，2022）。

このような制度改革もあって，「経営・管理」ビザが創設された1989年³から（COVID-19のパンデミックが発生した前の）2019年まで，同ビザが交付された在留外国人企業家の人数が増加し続けていた。このビザカテゴリに関する様々な時系列統計は，日本における外国人企業家の動向分析にとって最も重要なデータソースだと言える。

2.2 「特定活動」在留資格

国家戦略特区制度が導入された以降，創業（起業）を重視する国際的潮流に合わせ，スタートアップビザの適用対象がさらに国家戦略特区指定地域外の一部の自治体や特定の大学へ拡大している。

2018年12月，経済産業省は，**外国人起業活動促進事業に関する告示**を公布・施行し，外国人が起業しやすい新たな制度を法務省とともに創設した。新制度では，外国人起業家は前述の「経営・管理」ビザ申請要件を満たさない場合でも，外国人起業活動促進事業の実施主体である地方自治体・入国管理局での審査を経ることで，**起業準備活動を行うための在留資格「特定活動」**の付与を受けられる。経済産業大臣が認定した，地方自治体による「外国人起業活動管理支援計画」に基づく管理・支援などを受け外国人起業家は，**最長で1年間**，起業準備活動のために入国・在留することが可能となり，国家戦略特区内で実施されているスタートアップビザの在留期限（6か月）よりも長い（経済産業省2018）。

2019年1月，経済産業省による第1号認定の結果，福岡市が初の実施団体となった。2022年1月現在，福岡市，愛知県，岐阜県，神戸市，大阪市，三重県，北海道，仙台市，横浜市，茨城県，大分県，京都府，渋谷区の13自治体がこの「外国人起業活動促進事業」を導入している（経済産業，2022）。

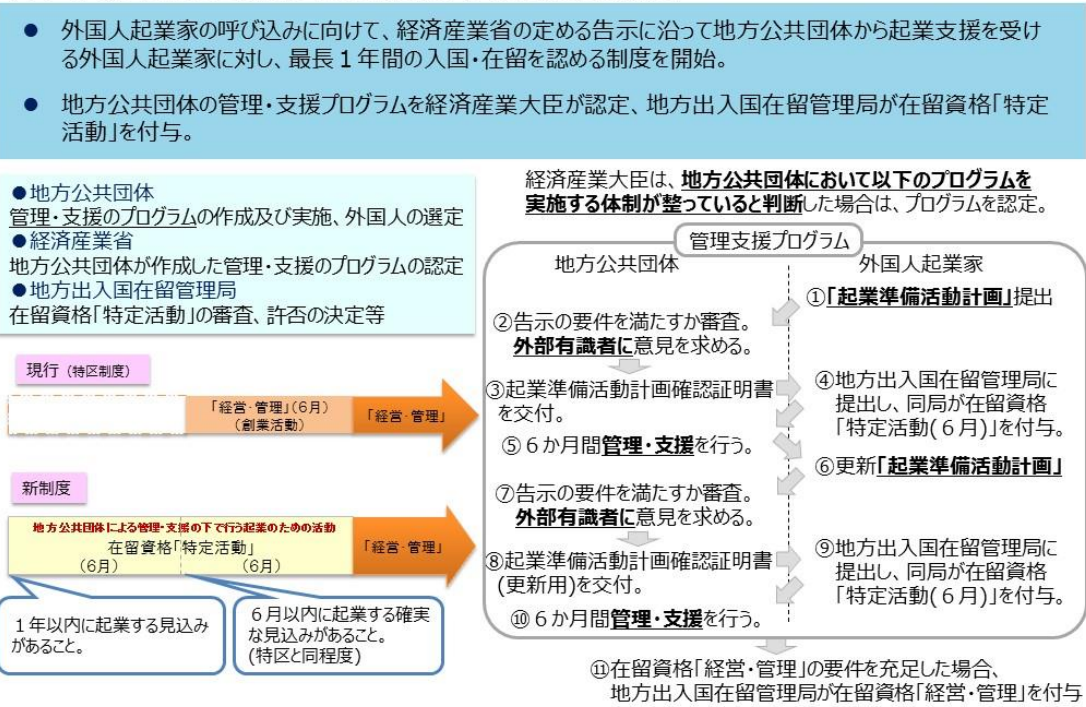
具体的な取得手続きは次のとおりである。申請者は，事業計画などの書類を経済産業省が認定する自治体に申請し，自治体の審査で認められれば起業準備活動に関する確認証明書が交付される。その起業準備活動証明書を，所管する地域の出入国管理局に申請し，「特定活動」の在留資格が認定されれば，6か月間のビザを取得できる。6か月後に「特定活動」ビザを更新する場合は，改めて自治体の審査を経て起業準備活動証明書の発行を受けたうえで，出入国管理局に申請する。1年間の起業準備活動終

³ 元々は、「投資・経営」という名称であった。1989年の入管法改正により創設され、2015年の法改正により「経営・管理」へ改名されるまで25年間使用された。

了後、「経営・管理」在留資格の要件を満たせば、同在留資格で事業を継続できる（図3）。

図3 日本における「外国人起業活動促進事業に関する制度の概要」

外国人起業活動促進事業に関する制度の概要



(出所) 経済産業省 (2022) 「外国人起業活動促進事業に関する制度の概要」

(2018年12月28日から実施)

経済産業省・法務省の「外国人起業活動促進事業」と前述した内閣府の「国家戦略特区外国人創業活動促進事業」では、地方自治体が外国人起業・創業支援の主役となっているが、最近、米国などの経験を参考し、大学を支援の主役とする起業優遇制度も導入されている(法務省, 2020a)。2020年7月17日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」等において、外国人留学生による日本での起業の円滑化を実現すべきことが盛り込まれたことを受け、2020年11月、優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいるとされる一部の大学に在籍中から起業活動を行っていた留学生が、卒業後も日本で起業活動を続けることを希望する場合、一定の要件を満たせば在留資格「特定活動」による**最長2年間**の在留を認めるという新しい制度を導入した(法務省, 2020b)。

具体的に言うと、日本の大学等を卒業後直ちに本制度を利用する場合、次の要件を満たすことが要求されている。

①申請人が以下の「留学生就職促進プログラム」の採択校若しくは参画校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校を卒業又は修了していること。

「留学生就職促進プログラム」の採択校

北海道大学，東北大学，山形大学，群馬大学，東洋大学，横浜国立大学，金沢大学
静岡大学，名古屋大学，関西大学，愛媛大学，熊本大学

「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校

北海道大学，東北大学，筑波大学，東京大学，東京医科歯科大学，東京工業大学
名古屋大学，京都大学，大阪大学，広島大学，九州大学，慶応義塾大学，早稲田大学
千葉大学，東京外国語大学，東京藝術大学，長岡技術科学大学，金沢大学
豊橋技術科学大学，京都工芸繊維大学，奈良先端科学技術大学院大学，岡山大学
熊本大学，国際教養大学，会津大学，国際基督教大学，芝浦工業大学，上智大学
東洋大学，法政大学，明治大学，立教大学，創価大学，国際大学，立命館大学
関西学院大学，立命館アジア太平洋大学

②大学等に在学中から起業活動を行っていたこと

③上記の大学等が，申請人が起業活動を行うことについて推薦すること。

④上記の大学等が，申請人の起業活動について支援をすること。

⑤申請人が起業活動の状況を上記の大学等に報告すること。

⑥上記の大学等が申請人の起業活動の継続が困難になった場合等に帰国指導・支援を行うこと。

また，日本国内の大学等（大学，大学院，短期大学，高等専門学校又は専修学校の専門課程（専門士））を卒業した後に引き続き外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用して本邦に在留していたものの，期間内に起業に至らなかった外国人の方についても，申請人が上記①の大学等を卒業又は修了後，引き続き外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業をもって本邦に在留していた者であれば，当該事業利用後に新たな措置への移行を認め，当該事業に基づく在留と合わせて最長2年間の在留を認めることとする。

上述した経済産業省・法務省と地方自治体・大学による一連の外国人創業・起業促進事業の実施と「特定活動」ビザの活用によって，日本で企業経営活動を試みる外国人が着実に増えているとみられる。ただし，「特定活動」ビザは，もともと既存の在留資格（14種の就労できる在留資格と他の在留資格）に当てはまらない外国人の諸活動のために設けられるもので，様々の活動を含めている。このため，残念ながら，「特定活動」在留資格に関する統計からは，創業（起業）目的の在留外国人の人数と特徴は特定できない。

2.3 「高度専門職」在留資格

日本政府は、優秀な外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度を2012年5月7日より導入した。2015年に法務省は正式に新しい在留資格「高度専門職」を創設した（法務省、2022）。

この高度外国人材とは、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」とされている（法務省、2022）。

2015年に新設された「高度専門職」在留資格では、高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の受入れ促進を図っている（法務省、2017b）。ポイントの計算方法は、他の先進国のポイント制度を参考したが、表1の通りである（表1）。

「高度専門職」ビザは、1号と2号に分かれており、1号は申請者の日本での活動内容に基づいて、以下のように3つに分けられている。

高度学術研究活動: 「高度専門職1号イ」

高度専門・技術活動: 「高度専門職1号ロ」

高度経営・管理活動: 「高度専門職1号ハ」

「高度」と名付けられているので、「高度専門職1号」ビザを取得するためには、まず専門人材を対象する従来のいずれかの就労ビザの要件を満たす必要がある。専門人材向けの就労ビザには、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、の14種類がある。

要するに、上記のいずれかの就労ビザの要件を満たした上で、評価ポイントが70点以上あった場合に「高度専門職1号」が取得できる。そのうち、外国人企業家を対象とする「高度専門職1号ハ」は、「経営・管理」ビザ及び関連ビザ（法律会計業務）の高度版とも言える（表2）。

なお、「高度専門職2号」は、「高度専門職1号」で3年以上在留していた外国人が申請できる在留資格である。「高度専門職2号」を取得すれば、「永住者」と同様に在留期限が無期限となる。

注意すべきことは、「高度専門職1号」に関する統計は、イ）、ロ）、ハ）別で分けられており、その内訳が判明できるが、「高度専門職2号」に関する統計について

は、各年の同在留資格所持者総数だけが公表され、その活動内容別人数の内訳は判明できない（法務省、各年）。

表1 「高度専門職」のポイント計算表

	高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野		①最低年収基準																																									
	学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者				30	博士号又は修士号取得者(注7)	20	高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要																																							
修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者		20	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7)	20																																												
大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)						10																																										
職 歴 (実務経験) (注1)	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者						5	②年収配点表																																								
	7年～	15	10年～	20	10年～	25	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～29歳</th> <th>～34歳</th> <th>～39歳</th> <th>40歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>900万</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>800万</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>700万</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>600万</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>500万</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>400万</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			～29歳	～34歳	～39歳	40歳～	1,000万	40	40	40	40	900万	35	35	35	35	800万	30	30	30	30	700万	25	25	25	—	600万	20	20	20	—	500万	15	15	—	—	400万	10	—	—	—
		～29歳	～34歳	～39歳	40歳～																																											
1,000万	40	40	40	40																																												
900万	35	35	35	35																																												
800万	30	30	30	30																																												
700万	25	25	25	—																																												
600万	20	20	20	—																																												
500万	15	15	—	—																																												
400万	10	—	—	—																																												
5年～	10	5年～	10	5年～	15																																											
3年～	5	3年～	5	3年～	10																																											
年 収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照						40	③研究実績																																								
年 齢	～29歳	15	～29歳	15	3,000万～	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>高度学術 研究分野</th> <th>高度専 門・技術 分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許の発明 1件～</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>入国前に公的機関から グラントを受けた研究に 従事した実績 3件～</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>研究論文の実績について は、我が国の国の機関 において利用されている 学術論文データベースに 登録されている学術雑誌 に掲載されている論文 (申請人が責任著者であ るものに限る。) 3本～</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>※ 上記の項目以外で、 上記項目におけるものと 同等の研究実績があると 申請人がアピールする 場合(著名な賞の受賞 等)、関係行政機関の長 の意見を聴いた上で法務 大臣が個別にポイントの 付与の適否を判断</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>			高度学術 研究分野	高度専 門・技術 分野	特許の発明 1件～	20	15	入国前に公的機関から グラントを受けた研究に 従事した実績 3件～	20	15	研究論文の実績について は、我が国の国の機関 において利用されている 学術論文データベースに 登録されている学術雑誌 に掲載されている論文 (申請人が責任著者であ るものに限る。) 3本～	20	15	※ 上記の項目以外で、 上記項目におけるものと 同等の研究実績があると 申請人がアピールする 場合(著名な賞の受賞 等)、関係行政機関の長 の意見を聴いた上で法務 大臣が個別にポイントの 付与の適否を判断	20	15																									
		高度学術 研究分野	高度専 門・技術 分野																																													
	特許の発明 1件～	20	15																																													
入国前に公的機関から グラントを受けた研究に 従事した実績 3件～	20	15																																														
研究論文の実績について は、我が国の国の機関 において利用されている 学術論文データベースに 登録されている学術雑誌 に掲載されている論文 (申請人が責任著者であ るものに限る。) 3本～	20	15																																														
※ 上記の項目以外で、 上記項目におけるものと 同等の研究実績があると 申請人がアピールする 場合(著名な賞の受賞 等)、関係行政機関の長 の意見を聴いた上で法務 大臣が個別にポイントの 付与の適否を判断	20	15																																														
～34歳	10	～34歳	10	2,500万～	40																																											
～39歳	5	～39歳	5	2,000万～	30																																											
ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照		詳細は③参照		1,500万～	20	<p>※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点</p> <p>(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る。</p> <p>(注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額</p> <p>※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入</p> <p>※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。</p> <p>(注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点</p> <p>(注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点)により認められている者も含む。</p> <p>(注5) 同等以上の能力を試験(例えば、EJTBビジネス日本語能力テストにおける400点以上の得点)により認められている者も含む。</p> <p>(注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。</p> <p>(注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を有している場合には、別途5点の加点</p>																																									
ボーナス② 【地位】					1,000万～	10																																										
ボーナス③			職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)		代表取締役、代表執行役 取締役、執行役	5																																										
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)							10																																								
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労							5																																								
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等							5																																								
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得							10																																								
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者							15																																								
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。)							10																																								
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)							10																																								
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者							10																																								
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)							5																																								
ボーナス⑬					経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5																																										
ボーナス⑭					投資運用業等に係る業務に従事	10																																										
合格点 70																																																

(出所) 法務省出入国在留管理庁(2017b)「ポイント計算表」(2017年改訂版)

表2 「高度専門職」ビザと従来の就労ビザの関係

在留資格	活動内容	該当する主な従来の在留資格	在留期間
1号イ	【高度学術研究活動】 研究、研究の指導、教育	「教授」「研究」	
1号ロ	【高度専門・技術活動】 自然科学もしくは人文科学の分野に属する知識もしくは技術を要する業務	「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「芸術」「報道」「法律・会計業務」「医療」「教授」「研究」「教育」「介護」「興行」「宗教」「技能」など	5年
1号ハ	【高度経営・管理活動】 事業の経営または管理	「経営・管理」及び「法律・会計業務」	
2号	1号イ、ロ、ハの活動	全ての就労ビザのいずれか	無期限

(出所) 法務省(各年版), 法務省(2022)より作成。

2.4 本研究で用いられるデータ

前の数節(2.1~2.3)では, 日本で創業・経営活動に従事する外国人に関する3つの在留資格カテゴリーの性格(適用対象など)とそれぞれの統計データの利用可能性について考察した。この3つの在留資格の内, 「特定活動」に関する統計データには, 様々の活動が含まれており, 創業(起業)活動従事者の人数・地域分布に関するデータが特定できない。また, 「高度専門職2号」に関する統計データは, 企業経営以外の活動を含む3種類の活動全体に関するものであり, 同じ欠点を持っている。

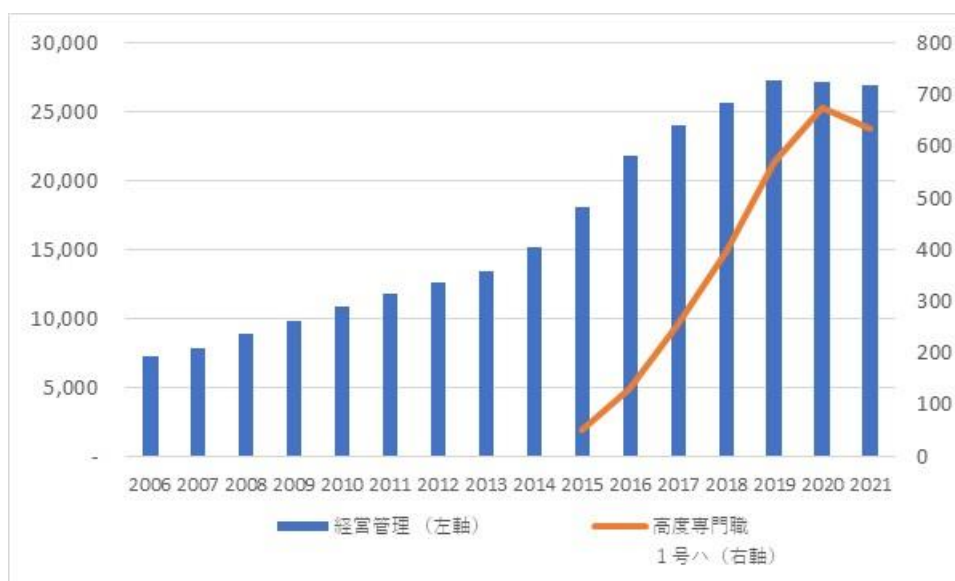
上述した『在留外国人統計』における企業経営関連在留資格の適用対象とデータ状況を踏まえて, 本研究では, 主に「経営・管理」ビザ所持者・「高度人材専門職の1号ハ」ビザ所持者に関する統計に基づいて, 日本における外国人企業家の特徴, 地域分布および影響要因を考察する。

3. 日本における外国人企業家の特徴

3.1 日本における外国人企業家数の推移

図4は, 2006年以降の日本における外国人「経営・管理」ビザ所持者と「高度専門職1号ハ」ビザ所持者数の推移を示している。同図から, この2種類の外国人企業家数は, 2019年までいずれも増加しつつあるが, 2020年以降減少に転じている, という動向が確認できる。

図4 日本における外国人企業家向けのビザ所持者の推移（人）



（出所）法務省出入国在留管理庁（各年版）『在留外国人統計』より作成。

しかし、表3に示されているように、2020年の「経営・管理」ビザの更新数（新規交付と在留期限満了後の継続更新の両方を含む）は、2014～2018年の数に及ばないものの、2019年を超えている。同年の「高度専門職1号ハ」ビザの更新数（新規交付と在留期限満了後の継続更新の両方を含む）も2019年に次ぐ2番目多いとなっている。

表3 外国人の日本在留資格（ビザ）更新者の推移（人）

	①全体	②就労ビザ	③経営・管理	④高度専門職1号ハ	③/②
2013年	135,289	24,065	2,124	0	8.83%
2014年	142,700	27,550	2,770	0	10.05%
2015年	159,235	32,900	3,585	16	10.90%
2016年	180,480	37,476	3,951	51	10.54%
2017年	215,599	42,883	3,157	122	7.36%
2018年	325,149	47,978	2,781	189	5.80%
2019年	269,153	52,875	2,382	314	4.50%
2020年	392,415	59,185	2,694	289	4.55%

（出所）法務省出入国在留管理庁（各年版）『在留外国人統計』より作成。

では、なぜ 2020 年以降の「経営・管理」ビザ所持者と「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者数が減少しているのでしょうか？ その主な理由として、①コロナの影響でビザが交付されても入国できない者がいる、②日本国籍または永住権を取得したなどの原因で、『在留外国人』における「経営・管理」と「高度専門職 1 号ハ」の統計対象から除外された者の数は、新規統計対象の数を上回った、の 2 つが挙げられる。

3.2 日本における「経営・管理」ビザ所持者の出身地構成

表 4 と表 5 は、「経営・管理」ビザ所持者と「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者の出身国地（地域・国）構成を示している。両表からは、次の特徴が分かる

- (1) 出身地域構成をみると、「経営・管理」ビザ所持者のうち、アジア出身者（アジア諸国の国籍を持つもの）の割合は、2012 年の 82.6%から 2015 年の 87.7%、2020 年の 91.2%へと上昇しつつあり、他地域出身者の割合と比べ、極めて突出している。

一方、「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者（高度経営管理者）の内、アジア出身者の割合は、同ビザが新設された 2015 年の 41.2%から 2020 年の 68.6%へ上昇しているものの、在日外国人全体におけるアジア出身者の割合（8 割超）を下回っている。これに対して、同ビザ所持者におけるヨーロッパ・北米・オセアニア出身者の割合は 2015 年の 56.9%から 2020 年の 30.3%へ下落しているが、在日外国人全体におけるこれら地域出身者の割合合計（6%程度）を大きく超えている。

- (2) 国別構成をみると、「経営・管理」ビザ所持者のうち、中国、韓国・北朝鮮、ネパール、パキスタンの出身者が上位を占めている。中国出身者の割合はダントツ一位になっているが、南アジア・東南アジア出身者の割合も急上昇している。一方、「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者の内、中国、米国、韓国、イギリスの出身者の割合が上位を占めている。

表4 「経営・管理」等ビザ所持者の出身地域構成

	2012年			2015年			2020年		
	総数	高度専門 職 1号ハ	経営・管 理	総数	高度専門 職 1号ハ	経営・管 理	総数	高度専門 職 1号ハ	経営・管 理
総数	2,033,656	-	12,609	2,232,189	51	18,109	2,887,116	676	27,235
アジア	1,638,417	-	10,415	1,835,811	21	15,887	2,435,281	464	24,842
ヨーロッパ	56,894	-	1,045	68,179	16	1,082	75,010	85	1,242
北米	61,066	-	820	66,064	12	771	71,564	101	745
オセアニア	12,536	-	227	13,561	1	253	13,760	19	254
アフリカ	10,880	-	59	13,368	-	82	18,595	2	107
南米	253,243	-	41	234,633	1	32	272,279	5	43
無国籍	620	-	2	573	-	2	627	0	2
構成 (%)	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
アジア	80.6	-	82.6	82.2	41.2	87.7	84.3	68.6	91.2
ヨーロッパ	2.8	-	8.3	3.1	31.4	6.0	2.6	12.6	4.6
北米	3.0	-	6.5	3.0	23.5	4.3	2.5	14.9	2.7
オセアニア	0.6	-	1.8	0.6	2.0	1.4	0.5	2.8	0.9
アフリカ	0.5	-	0.5	0.6	-	0.5	0.6	0.3	0.4
南米	12.5	-	0.3	10.5	2.0	0.2	9.4	0.7	0.2
無国籍	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0

(出所) 法務省出入国在留管理庁(各年)「在留外国人統計」より作成。

表5 「経営・管理」等ビザ所持者の出身国(地域)構成

	2012年			2015年			2020年		
	総数	高度専門 職 1号ハ	経営・管 理	総数	高度専門 職 1号ハ	経営・管 理	総数	高度専門 職 1号ハ	経営・管 理
総数	2,033,656	-	12,609	2,232,189	51	18,109	2,887,116	676	27,235
中国	652,595	-	4,423	665,847	8	8,690	778,112	352	14,317
韓国・朝鮮	530,048	-	2,941	457,772	5	2,928	426,908	45	2,819
ネパール	24,071	-	513	54,775	-	865	95,982	0	1,708
スリランカ	8,428	-	326	13,152	-	469	29,290	2	1,427
パキスタン	10,599	-	732	12,708	-	904	19,103	4	1,374
台湾	22,775	-	331	48,723	4	636	55,872	25	787
ベトナム	52,367	-	23	146,956	-	78	448,053	8	640
米国	48,361	-	687	52,271	12	650	55,761	91	605
インド	21,654	-	307	26,244	1	320	38,558	12	387
バングラデシュ	8,622	-	181	10,835	-	224	17,463	1	362
アフガニスタン	1,609	-	172	2,639	-	228	3,509	0	293
フランス	8,455	-	229	10,672	4	236	12,264	16	279
イギリス	14,653	-	244	15,826	4	238	16,891	33	261
オーストラリア	8,889	-	192	9,843	-	210	9,758	16	211
ドイツ	5,223	-	124	6,336	1	126	6,114	9	158
ルーマニア	2,185	-	9	2,408	-	11	9,249	1	153
タイ	40,133	-	108	45,379	-	112	53,379	0	123
カナダ	9,006	-	120	9,538	-	110	10,103	7	121
トルコ	2,529	-	27	4,157	-	40	6,212	2	115
モンゴル	4,837	-	23	6,590	-	42	13,504	0	107

(出所) 法務省出入国在留管理庁(各年版)『在留外国人統計』より作成。

3.3 在日外国人企業家の経営分野

『在留外国人統計』には、外国人企業家の経営分野に関する統計データが公表されていない。このため、他の関連情報ソースからそれを推定せざるを得ない。表6は、東洋経済新報（2021）の「日本の会社データ4万社」に基づいて作成されたもので、2010年以降設立された、外国人が経営している企業296社の産業分野構成を示している。同表から、この296社の内、製造業企業が約15%弱しか占めていないが、第三次産業に属す企業は85%以上も占めていることがわかる。後者の内訳をみると、卸売（輸入・輸出貿易など）、情報・システム・ソフト、ホテル・旅行・レジャーは、上位三大分野となっており、金融・保険、投資業・投信顧問等、コンサルティング、不動産・建設投資など分野も外国人企業家の重要な活躍領域となっている（表6）。

注意すべきことは、東洋経済新報（2021）の「日本の会社データ4万社」に収録されている企業は、上場企業その他、規模の比較的に大きな企業4万2千社から構成される。外国人が起業しやすい飲食関連企業の実際の割合は、このデータベースにおけるプレゼンスと比べ、より高いと考えられる。

表6 外国人が経営している企業（296社）の産業分野構成

所在地	収録企業数	分野	収録企業数
北海道	1	サービス業	254
茨城県	2	卸売	76
東京都	223	情報・システム・ソフト	52
神奈川県	17	ホテル・旅行・レジャー・娯楽	13
千葉県	2	金融・保険	11
埼玉県	3	投資業・投信顧問等	10
長野県	1	コンサルティング	9
愛知県	6	不動産・建設	8
静岡県	1	専門店・他小売り	7
三重県	1	運送	6
大阪府	21	新聞・出版・文化	5
兵庫県	14	飲食・外食	4
滋賀県	1	電力・ガス	4
福岡県	1	人材派遣・業務請負	2
佐賀県	1	他のサービス	47
沖縄県	1	製造業	42
合計	296	合計	296

（出所）東洋経済新報（2021）「日本の会社データ4万社」より作成。

（注）東洋経済新報（2021）の「日本の会社データ4万社」では、『会社四季報』の上場会社と、『会社四季報 未上場会社版』の主要未上場会社、『外資系企業総覧』の在日外資系企業、『日本の企業グループ』の上場会社の子会社・関連会社など、厳選された約42,000社の基本情報を収録している。

3.4 日本における外国人企業家の性別・年齢帯別構成

表7と表8は、日本における外国人企業家の性別・年齢構成を示している。この両表からは、次の特徴が読み取れる。

(1) 日本における外国人企業家の75%以上は男性である。「経営・管理」ビザ所持者における男性の割合は、2012～2020年に75.4%～79.1%の範囲内で推移しているが、「高度専門職1号ハ」ビザ所持者における男性の割合は、2015～2020年に80%台前半になっている(表7)。

(2) 在日外国人全体の年齢帯別構成では、20代の割合が一番高く、30代・40代・10代は、2番～4番の順になっているが、「経営・管理」ビザ所持者の年齢別構成では、30代の割合が一番高く、40代・50代・20代は2番～4番の順になっている。一方、「高度専門職1号ハ」ビザ所持者の年齢別構成では、40代の割合が一番高く、50代・30代は、2番と3番になっており、明らかに「経営・管理」ビザ所持者の平均年齢を上回っている(表8)。

表7 2種類の外国人企業家向けビザ所持者の性別構成

	2012年			2015年			2020年		
	在留外国人 全体	高度専門職 1号ハ	投資・経営	在留外国人 全体	高度専門職 1号ハ	投資・経営	在留外国人 全体	高度専門職 1号ハ	投資・経営
外国人総数(人)	2,033,656	-	12,609	2,232,189	51	18,109	2,887,116	676	27,235
男性(人)	921,869	-	9,975	1,050,070	43	13,733	1,429,471	558	20,548
男性の割合(%)	45.33	-	79.1	47.0	84.3	75.8	49.5	82.5	75.4
0-19歳	50.61	-	0.0	51.3	0.0	66.7	51.5	0.0	0.0
20-29歳	47.75	-	71.3	52.9	100.0	69.9	55.4	75.0	76.4
30-39歳	44.52	-	77.2	46.2	83.3	74.1	51.8	79.2	72.9
40-49歳	40.60	-	82.5	40.7	85.2	79.3	43.6	79.0	75.9
50-59歳	43.06	-	83.3	41.7	75.0	81.0	40.3	87.7	79.9
60-69歳	47.84	-	78.2	46.3	100.0	77.2	42.9	92.3	77.8
70-79歳	43.20	-	75.5	43.7	0.0	68.2	45.2	100.0	72.2
80歳以上	37.97	-	66.7	35.0	0.0	76.5	34.8	0.0	69.2

(出所) 法務省出入国在留管理庁(各年版)『在留外国人統計』より作成。

表 8 2種類の外国人企業家向けビザ所持者の年齢別構成

	2012年			2015年			2020年		
	在留外国人 全体	高度専門職 1号ハ	投資・経営	在留外国人 全体	高度専門職 1号ハ	投資・経営	在留外国人 全体	高度専門職 1号ハ	投資・経営
総数(人)	2,033,656	-	12,609	2,232,189	51	18,109	2,887,116	676	27,235
年齢別構成(%)									
0-19歳	12.7	-	0.0	12.9	0.0	0.0	11.7	0.0	0.0
20-29歳	25.8	-	12.0	27.1	2.0	18.0	30.8	0.6	11.5
30-39歳	23.2	-	37.6	22.1	23.5	36.5	22.4	26.3	39.5
40-49歳	17.9	-	31.9	16.8	52.9	27.5	14.5	36.7	28.5
50-59歳	10.2	-	14.7	10.8	15.7	13.9	10.7	30.2	15.4
60-69歳	5.7	-	3.2	5.9	5.9	3.7	5.6	5.8	4.4
70-79歳	2.9	-	0.4	3.0	0.0	0.4	2.9	0.4	0.6
80歳以上	1.5	-	0.2	1.4	0.0	0.1	1.4	0.0	0.0

(出所) 法務省出入国在留管理庁 (各年版) 『在留外国人統計』 より作成。

3.5 日本における外国人企業家の都道府県別分布

表 9 と 表 11 は、それぞれ日本における「経営・管理」ビザ所持者と「高度専門職 1号ハ」ビザ所持者の都道府県別分布を示している。また、表 10 は、近年都道府県別「経営・管理」ビザ所持者の増加率を示している。この三表から、日本における外国人企業家の都道府県別分布について、次の特徴が確認できる。

(1) 「経営・管理」ビザ所持者は、人口・産業が集積している三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）に集中している。また、COVID-19 パンデミックが発生した前の 2019 年までにインバウンド観光客（交流人口）が急増していた福岡県・沖縄県・北海道など一部の地方圏自治体の割合も高い（表 9）。

(2) 近年（2015～2019 年）「経営・管理」ビザ所持者の都道府県別増加率をみると、沖縄県をはじめ、地方圏の一部の自治体の増加率は、三大都市圏にある自治体よりも高い。また、三大都市圏では、大阪圏や名古屋圏の「経営・管理」ビザ所持者の増加率が東京圏のそれより高い。さらに、東京圏では、東京都よりも、周辺諸県の「経営・管理」ビザ所持者の増加率が高い（表 10）。

(3) 「高度専門職 1号ハ」ビザ所持者は、三大都市圏に集中している傾向がより強くなっているが、地方圏の福岡県、北海道、沖縄、茨城県なども人気度の高い創業地になっている（表 11）。

表9 「経営・管理」ビザ所持者の都道府県別分布

	「経営管理」ビザ所持者数(人)					「経営管理」ビザ所持者数(%)				
	2006年	2010年	2015年	2020年	2021年	2006年	2010年	2015年	2020年	2021年
全国	7,342	10,908	18,109	27,235	26,943	100	100	100	100	100
北海道	54	110	227	389	374	0.7	1.0	1.3	1.4	1.4
青森	5	8	22	25	25	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
岩手	4	10	21	28	30	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
宮城	48	71	86	150	152	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6
秋田	3	9	13	21	22	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
山形	4	13	22	35	34	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
福島	15	25	28	51	54	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
茨城	80	218	463	766	800	1.1	2.0	2.6	2.8	3.0
栃木	52	105	212	354	367	0.7	1.0	1.2	1.3	1.4
群馬	64	115	230	309	320	0.9	1.1	1.3	1.1	1.2
埼玉	279	676	1,764	2,858	2,829	3.8	6.2	9.7	10.5	10.5
千葉	302	678	1,373	2,253	2,289	4.1	6.2	7.6	8.3	8.5
東京	4,570	5,797	7,914	9,676	9,264	62.2	53.1	43.7	35.5	34.4
神奈川	362	701	1,372	1,991	1,981	4.9	6.4	7.6	7.3	7.4
新潟	29	49	85	128	131	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5
富山	43	90	101	121	124	0.6	0.8	0.6	0.4	0.5
石川	5	6	21	36	34	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
福井	7	10	16	13	13	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
山梨	94	84	119	137	134	1.3	0.8	0.7	0.5	0.5
長野	24	55	105	181	179	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7
岐阜	19	41	87	148	162	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6
静岡	52	105	136	212	224	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8
愛知	211	337	552	1,021	1,065	2.9	3.1	3.0	3.7	4.0
三重	30	52	81	151	165	0.4	0.5	0.4	0.6	0.6
滋賀	0	7	30	60	64	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2
京都	31	67	183	535	543	0.4	0.6	1.0	2.0	2.0
大阪	400	625	1,292	2,845	2,919	5.4	5.7	7.1	10.4	10.8
兵庫	294	344	448	627	648	4.0	3.2	2.5	2.3	2.4
奈良	2	18	34	55	58	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2
和歌山	5	6	18	30	32	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鳥取	4	7	13	27	26	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
島根	1	1	6	15	18	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
岡山	18	34	81	131	129	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5
広島	23	39	83	124	133	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5
山口	9	11	29	50	45	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
徳島	4	6	10	31	30	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
香川	6	10	21	24	25	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
愛媛	3	6	21	22	25	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
高知	4	1	6	9	7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡	115	248	540	860	880	1.6	2.3	3.0	3.2	3.3
佐賀	1	2	16	25	25	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
長崎	10	16	33	48	51	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
熊本	10	18	36	47	47	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
大分	9	23	47	78	76	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
宮崎	9	13	23	35	38	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鹿児島	7	16	23	27	27	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
沖縄	21	25	66	287	275	0.3	0.2	0.4	1.1	1.0

(出所) 法務省出入国在留管理庁(各年版)『在留外国人統計』より作成。

表 10 都道府県別「経営・管理」ビザ所持者数の増加率

	2006-2010	2010-15	2015-2019	2019-2021
全国	48.6	66.0	50.5	-1.1
北海道	103.7	106.4	83.7	-10.3
青森県	60.0	175.0	0.0	13.6
岩手県	150.0	110.0	42.9	0.0
宮城県	47.9	21.1	62.8	8.6
秋田県	200.0	44.4	61.5	4.8
山形県	225.0	69.2	54.5	0.0
福島県	66.7	12.0	89.3	1.9
茨城県	172.5	112.4	59.2	8.5
栃木県	101.9	101.9	54.7	11.9
群馬県	79.7	100.0	35.2	2.9
埼玉県	142.3	160.9	56.9	2.2
千葉県	124.5	102.5	58.9	4.9
東京都	26.8	36.5	27.3	-8.0
神奈川県	93.6	95.7	47.2	-1.9
新潟県	69.0	73.5	54.1	0.0
富山県	109.3	12.2	17.8	4.2
石川県	20.0	250.0	81.0	-10.5
福井県	42.9	60.0	-6.3	-13.3
山梨県	-10.6	41.7	18.5	-5.0
長野県	129.2	90.9	62.9	4.7
岐阜県	115.8	112.2	74.7	6.6
静岡県	101.9	29.5	50.7	9.3
愛知県	59.7	63.8	75.7	9.8
三重県	73.3	55.8	80.2	13.0
滋賀県	-	328.6	76.7	20.8
京都府	116.1	173.1	182.0	5.2
大阪府	56.3	106.7	119.1	3.1
兵庫県	17.0	30.2	37.9	4.9
奈良県	800.0	88.9	61.8	5.5
和歌山県	20.0	200.0	33.3	33.3
鳥取県	75.0	85.7	107.7	-3.7
島根県	0.0	500.0	133.3	28.6
岡山県	88.9	138.2	64.2	-3.0
広島県	69.6	112.8	55.4	3.1
山口県	22.2	163.6	100.0	-22.4
徳島県	50.0	66.7	180.0	7.1
香川県	66.7	110.0	4.8	13.6
愛媛県	100.0	250.0	28.6	-7.4
高知県	-75.0	500.0	50.0	-22.2
福岡県	115.7	117.7	63.1	-0.1
佐賀県	100.0	700.0	56.3	0.0
長崎県	60.0	106.3	100.0	-22.7
熊本県	80.0	100.0	36.1	-4.1
大分県	155.6	104.3	55.3	4.1
宮崎県	44.4	76.9	65.2	0.0
鹿児島県	128.6	43.8	21.7	-3.6
沖縄県	19.0	164.0	328.8	-2.8

法務省出入国在留管理庁（各年版）『在留外国人統計』より作成。

表 11 「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者の都道府県別分布

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全国合計	51	132	257	395	570	676	635
北海道	2	4	7	8	6	7	6
青森	-	-	-	-	-	0	0
岩手	-	1	1	1	1	0	0
宮城	-	-	-	-	1	2	2
秋田	-	-	-	-	-	0	0
山形	-	-	1	1	1	0	0
福島	-	-	-	-	-	0	0
茨城	-	-	2	5	6	5	4
栃木	-	-	-	-	1	2	2
群馬	-	-	1	1	1	1	1
埼玉	-	-	-	2	10	16	15
千葉	-	1	4	10	10	16	13
東京都	43	112	191	276	392	444	414
神奈川県	3	6	12	24	30	42	42
新潟	-	-	-	-	-	1	2
富山	-	-	-	-	-	0	0
石川	-	-	-	-	-	0	0
福井	-	-	-	-	-	0	0
山梨	-	-	-	-	1	3	3
長野	-	-	-	-	1	3	4
岐阜	-	-	-	-	-	0	0
静岡県	-	-	2	3	2	3	4
愛知県	1	2	2	3	8	10	13
三重	-	-	-	1	2	1	0
滋賀	-	-	-	-	-	0	0
京都	1	1	3	3	5	9	11
大阪	-	2	18	34	50	61	52
兵庫	1	2	7	10	16	14	12
奈良	-	-	-	1	1	0	0
和歌山	-	-	-	-	-	0	0
鳥取	-	-	-	-	-	0	0
島根	-	-	-	-	-	0	0
岡山	-	-	-	-	-	0	2
広島	-	-	-	-	-	0	0
山口	-	-	-	1	1	1	1
徳島	-	-	-	-	-	0	0
香川	-	-	-	-	-	0	0
愛媛	-	-	-	-	1	1	1
高知	-	-	-	-	-	0	0
福岡	-	1	4	7	16	23	25
佐賀	-	-	-	1	1	1	1
長崎	-	-	-	-	-	0	0
熊本	-	-	-	-	1	1	1
大分	-	-	-	-	-	0	0
宮崎	-	-	-	-	-	0	0
鹿児島	-	-	-	-	-	0	0
沖縄	-	-	2	3	3	3	4
未定・不詳	-	-	-	-	2	6	0

(出所) 法務省出入国在留管理庁 (各年) 「在留外国人統計」より作成。

4. 外国人企業家の都道府県別分布に関する実証分析

前章では、日本における外国人企業家の推移と特徴を概観した。本章では、日本政府と地方自治体などが共同で推進している外国人創業促進政策の効果への検証を兼ねて、外国人企業家の地域（都道府県）分布の影響要因を分析する。

4.1 仮説と実証分析モデル

在日外国人企業または企業家の地域分布は、個々の企業家の立地選択行動の結果である。外国出身者が創業した「移民系企業」の地域分布に関する研究について、日本語文献はまだ少ないが、英語文献は多く存在している。先行研究では、①移民系企業は、移住国の一般企業と同様、経営コストの最小化と利益の最大化を追求するが、特殊なコスト構造を持っている(Sequeira, and Rasheed, 2006; Pe'er, Vertinsky, and King, 2008; Simarasl, Moghaddam, and Williams, 2021), ②情報ネットワーク資源・人的資源・資本資源などの利用コストをできるだけ抑えるために、外国人企業家は、近い人種・宗教・言語背景の外国人（特に同じ出身国からの移民）コミュニティが発達している地域で創業したがる傾向が強い (Zhang, Wong, and Ho, 2016; Moghaddam, *et al.*, 2017a; 2017b; Gomez, *et al.*, 2020) , ③創業の分野によって、外国人企業家の立地選択行動と影響要因は異なる(Ferreira, *et al.*, 2016),などの分析結果が報告されている。

もちろん、日本における外国人企業家の立地選択行動及びその地域分布に対する影響要因は、必ずしも海外のそれと同じではない。サービス分野を中心に経営活動を展開している在日外国人企業家の諸特徴を踏まえ、彼らの立地選択行動について、次の仮説を立てる。

仮説 1：日本の大都市圏において、人口規模と消費市場規模が大きいとともに、総人口における外国人の比率も高いので、外国人企業家は、大都市圏での創業を選好する。

仮説 2：日本各地で人口減少と市場縮小が続いているなか、外国人企業家は、交流人口が増えている地域（特に、インバウンド観光客が伸びている地域）での創業を選好する。

仮説 3：外国人企業家は、自分の投資・経営活動をサポートしてくれる地域（創業促進政策を実施している地域）での創業を選好する。

仮説 4：（『在留外国人統計』が示す）居住地ベースの外国人企業家地域分布では、大都市圏の中心都市よりも、家賃の安い周辺地域（県）が選好される可能性が高い。

本章では、上述した仮説と（外国人創業促進政策が本格的に実施された）2015年以降の5年間（2015～2019年）の都道府県パネルデータに基づいて、「地域における外国人企業家数」及び「地域における外国人企業家数の対前年増加率」を被説明変数と

して、それぞれの影響要因を分析する。実証分析に使われる固定効果モデルは次の通りである。

$$Y_{it} = \alpha + X'_{it}\beta + u_i + \varepsilon_{it} \quad \dots\dots (1)$$

$i = 1, 2, \dots, 47; \quad t = 2015, 2016, 2017, 2018, 2019$

ただし、

Y は被説明変数である。

X と β は、それぞれ諸説明変数とその係数のベクトルである。

u_i は地域 i 特有の個別効果（固定効果）である。

ε_{it} は誤差項（ $u_i + \varepsilon_{it}$ ）のうち、時間とともに変化する部分である。

α は定数項である。

表 12 に示すように、実証分析で実際に用いられる被説明変数と諸説明変数の意味は次の通りである。

FEP_i （被説明変数）：地域（都道府県） i における「経営・管理」ビザ所持者数（人）

$gr FEP_i$ （被説明変数）： FEP_i の対前年増加率（%）

$HFEP_i$ （被説明変数）：地域 i における「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者数（人）

FEP_{t-1} ：前の年の地域 i における「経営・管理」ビザ所持者数（人）

srp_i ：地域 i における外国人創業促進政策ダミー変数（あり = 1；なし = 0）。

内閣府の「国家戦略特区指定地域」（2014～19年）や経済産業省の「外国人起業促進政策」（2018～19年）の実施地域であれば、「促進政策あり」と見なされる。

pop_i ：地域 i の総人口（千人）

$grPOP_i$ ：地域 i の対前年人口増加率（%）

$pgrdp_i$ ：前の年の地域 i の 1 人当たり地域総生産（千円）

$intourist_i$ ：地域 i のインバウンド観光客数（宿泊ベース，千人）

$gintourist_i$ ：地域 i のインバウンド客数の対前年増加率（直近 2 年間の平均値，%）

$hrent_i$ ：地域 i の民間住宅平均家賃水準（円/3.3 平米）

なお、上述した諸変数の基本統計量は、表 13 に示されている。

表 12 諸変数の定義とデータの出所

変数	定義	データ出所
FEP _i	地域（都道府県）iにおける「経営・管理」ビザ所持者数（人）	法務省出入国在留管理庁（各年版）
grFEP _i	地域iにおける「経営・管理」ビザ所持者数の対前年増加率（%）	法務省出入国在留管理庁（各年版）
HFEP _i	地域（都道府県）iにおける「高度専門職1号ハ」所持者数（人）	法務省出入国在留管理庁（各年版）
FEPt-1 _i	前年度地域iにおける「経営・管理」ビザ所持者数（人）	法務省出入国在留管理庁（各年版）
srp _i	地域iにおける外国人創業促進政策ダミー（あり=1；なし=0）	内閣府（2022）、経済産業省（2022）
pop _i	地域iの総人口（千人）	総務局統計局（各年版a）
grpop _i	地域iの対前年人口増加率（%）	総務局統計局（各年版a）
pgrdp _i	前年度地域iの一人当たり地域総生産（千円）	内閣府「県民経済統計」（2020）
intourist _i	地域iのインバウンド観光客数（宿泊ベース，千人）	観光庁（各年版）
gintourist _i	地域iのインバウンド客数の対前年増加率（直近2年間平均値、%）	観光庁（各年版）
hrent _i	地域iの民間住宅毎月平均家賃（円/3.3平米）	総務局統計局（各年版b）

（出所）著者の作成。

表 13 諸変数の基本統計量

変数名	サンプル数	平均値	標準差	最小値	最大値
fep	235	497	1,435	6	10,073
grfep	235	16.09	18.79	-25	140
highfep	235	5.97	34.56	0	392
fept-1	235	446.09	1336.14	3	9,990
srp	235	0.28	0.45	0	1
pop	235	2,699	2,717	560	13,822
gpop	235	-0.47	0.47	-1.53	0.93
pgrdp	235	3926.54	767.21	2550	7744
intourist	235	1,705	3,608	34	24,700
gintourist	235	27.92	17.29	-7.4	85.5
hrent	235	4,324	987	3,133	8,824

（出所）著者の計算より。

4.2 実証分析の結果

4.2.1 外国人企業家の地域分布の影響要因

表 14 は、地域（都道府県）の外国人企業家数（「経営・管理」ビザ所持者数並び「高度専門職 1 号ハ」ビザ所持者数）を被説明変数とするパネル回帰分析（固定効果モデル）の結果を示している。同表からは、次の分析結果を確認できる。

- (1) 被説明変数「地域の経営・管理ビザ所持者数」に対して、地域総人口（POP）、一人当たり地域総生産（PGRDP）、及び地域のインバウンド観光客数（intourist）、など変数は、いずれも統計的に有意なプラスの影響を与えている。サービス業を中心に経営活動を行っている外国人企業の本数は、地元マーケットの規模と成長ポテンシャルに大きく左右されていることがわかる。また、外国人創業促進政策（srp）も、統計的に有意なプラスの影響を与えている。一方、地域の家賃水準（hrent）は、予想通り、統計的に有意なマイナスの影響を与えている。
- (2) 被説明変数「高度専門職 1 号ハビザ所持者数」に対しても、地域総人口（pop）、一人当たり地域総生産（PGRDP）、及び地域のインバウンド観光客数（intourist）は、いずれも統計的に有意なプラスの影響を与えている。ただし、（経営・管理ビザ所持者数に対して有意な影響を与える）外国人創業促進政策（srp）や家賃水準（hrent）による影響は、統計的に有意ではない。年齢・収入が相対的に高い高度経営人材にとって、起業資本金（500 万円）や家賃水準などコスト要因は、それほど気になることではないであろう⁴。

表 14 地域での外国人企業家数の影響要因

説明変数	被説明変数：「経営・管理」ビザ所持者数			説明変数	被説明変数：「高度専門職1号ハ」ビザ所持者数		
	Coef.	t	P>t		Coef.	t	P>t
pop	2.7657***	10.010	0.0000	pop	0.4358***	18.1600	0.0000
pgrdp	0.2400***	4.410	0.0000	pgrdp	0.01849***	3.9100	0.0000
intourist	0.0001***	10.770	0.0000	intourist	0.0000***	11.7700	0.0000
srp	96.2933**	1.990	0.0480	srp	-0.8535	-0.2000	0.8390
hrent	-0.1511***	-3.540	0.0010	hrent	-0.0030	-0.8100	0.4210
_cons	-7464.2300	-8.400	0.0000	_cons	-1246.8050	-16.1600	0.0000
Number of obs = 235 (47 × 5)				Number of obs = 235 (47 × 5)			
R-sq: within=0.738 ; between=0.698 ; overall=0.692				R-sq: within=0.842 ; between=0.475 ; overall=0.350			
Prob > F = 0.0000				Prob > F = 0.0000			

(出所) 著者の計算より。

(注) ***と**は、それぞれ 1%と 5%の有意水準で有意であることを示す。

⁴ この点については、聞き取り調査においても同感した。

4.2.2 地域の外国人企業家数増加率の影響要因

表 15 は、都道府県の外国人企業家数（「経営・管理」ビザ所持者数のみ）の対前年増加率を被説明変数とするパネル回帰分析（固定効果モデル）の結果を示している⁵。同表からは、次の分析結果を読み取れる。

- (1) 都道府県の外国人企業家数（「経営・管理」ビザ所持者数）の対前年増加率（grFEP）に対して、地域の人口増加率（grPOP）と地域のインバウンド観光客伸び率（gintourist）は統計的に有意なプラスの影響を与えている。前年度の地域の外国人企業家数（FEPT-1）による影響は、統計的に有意ではないが、マイナスとなっており、サービス企業が中心である外国人企業の間には、集積効果よりも、競合関係のほうが強いかもしれない。
- (2) 外国人創業促進政策（srp）は、地域の外国人企業家数の変化にプラスの影響を与えているものの、統計的には有意ではない。

表 15 地域の「経営・管理」ビザ所持者数対前年増加率の影響要因

説明変数	Coef.	Std. Err.	t	P>t
gpop	28.3496***	8.126	3.49	0.001
gintourist	0.2107***	0.079	2.67	0.008
srp	8.031	8.847	0.91	0.365
fep _{t-1}	-0.006	0.005	-1.11	0.271
hrent	0.001	0.008	0.16	0.875
_cons	18.652	33.957	0.55	0.583
Number of obs = 235 (47 × 5)				
R-sq: within = 0.1428 ; between = 0.0641 ; overall = 0.0691				
Prob > F = 0.0231				

(出所) 著者の計算より。

(注) ***は、1%有意水準で有意であることを示す。

5. 分析結果の要約と政策インプリケーション

5.1 分析結果の要約

本研究では、在留外国人に関する統計データと聞き取り調査に基づいて、日本における外国人企業家の推移と特徴を考察し、その都道府県分布の影響要因および各地の外国人創業促進政策の効果を分析した。主な分析結果は次のように要約できる。

⁵ 2015年創設の「高度専門職1号ハ」ビザの所持者の数は少なく、増加率が計算できない都道府県（該当者数ゼロ）もある。その影響要因に関する分析は今後の研究に譲ることとする。

- (1) 経営管理活動を行っている在日外国人（外国籍）企業家は、主に「経営・管理」と「高度専門職1号ハ」の2種類のビザ所持者から構成される。ただし、数万人規模の前者に対して、後者の規模はまだ数百人程度にとどまっている。この2種類の外国人企業家は、2019年までにいずれも増加しつつあるが、コロナ大流行の影響もあって、2020年以降は減少に転じている。
- (2) 日本における外国人企業家の主体は30代～50代の男性である。「経営・管理」ビザ所持者の内、アジア出身者が9割以上を占めているに対して、「高度専門職」ビザ所持者のうち、アジア出身者と欧米出身者がそれぞれ約6割と4割を占めている。
- (3) 日本における外国人企業家は、主に三大都市圏に分布しているが、福岡県・北海道・沖縄県など地方圏自治体においても活躍しつつある。
- (4) 2015～2019年のパネルデータと固定効果モデルに基づいて分析した結果によると、地域（都道府県）の「経営・管理」ビザ所持者数や「高度専門職1号ハ」ビザ所持者数に対して、地域総人口、一人当たり地域総生産、及び地域のインバウンド観光客数は、いずれも統計的に有意なプラスな影響を与えている。サービス業を中心に経営活動を行っている外国人企業家の数は、地元マーケットの規模と成長性に大きく左右されていることがわかる。また、外国人創業促進政策は、地域の「経営・管理」ビザ所持者数に対して統計的に有意なプラスの影響を与えているが、地域の「高度専門職1号ハ」ビザ所持者数への影響は、統計的に有意ではない。
- (5) 地域（都道府県）の外国人企業家（「経営・管理」ビザ所持者のみ）の増加率に対して、地域の人口増加率とインバウンド客の増加率は統計的に有意なプラスの影響を与えている。一方、各地の外国人創業促進政策はプラスの影響を与えているものの、統計的に有意ではない。また、前年度の地域の「経営・管理」ビザ所持者による影響は、統計的に有意ではないが、マイナスとなっている。サービス企業が中心である外国人企業の間には、集積効果よりも、競合関係の影響がより強いとみられる。

5.2 分析結果からの政策示唆

外国人創業促進政策の導入時間はまだ短いので、その効果に関する検証はこれからも続ける必要がある。現段階の分析結果を見ると、上述した要約から、次の政策示唆が得られる。

第一に、人口減少と市場縮小が進んでいるなか、インバウンド観光は数少ない成長分野の一つとして、外国人投資と外国人企業家の重要な受け皿となっているが、外国人の創業をさらに促進し、外国人企業を技術水準・雇用創出効果のより高い企業へ変貌

させるためには、一層な規制緩和などを通じて、日本の持続可能発展に寄与する投資需要・成長分野をより多く創出することが必要である。

第二に、日本各地の外国人創業促進政策は、2019年までにすでに一定の効果を上げているが、2020年以降、コロナの影響でその効果が薄くなっている。また、英語での情報発信は足りない（大井, 2021）、創業意欲の高い研究者・技術者が集積している米・中・台など国（地域）における認知度はまだかなり低いと見られる。今後、厳しい財政事情の下で、在日留学生と SNS 交流アプリを活用し、日本各地の発展ビジョン・創業優遇政策などに関する情報を効果的に発信するとともに、具体的な創業支援活動（現地考察の案内や企業設立の手伝いなど）については、新興領域に関する専門技術力の高い 20 代～30 代の若者を中心に集中すべきである。

第三に、日本政府の円安容認政策の影響もあって、米ドルで評価される日本の賃金水準は、アメリカとの差が大きく拡大しているだけでなく、IT など一部の産業分野ではアジア主要都市（シンガポール・香港・ソウル・上海・北京・深圳）にも相次いで追い越されるようになってきている。国際所得（賃金）格差の空間パターンが大きく変貌しているなか、海外の優秀な技術者・研究者・経営管理者を直接的に日本へ誘致することは以前より難しくなっていると見られる。米国などの経験を考えると

（Amornsiripanitch, Gompers, Hu, Vasudevan, 2021; Ozgen and Minsky, 2013）、今後、日本国内の留学生を優秀な企業家へ育成できるかどうかは、日本の外国人創業促進事業の成功のカギになると思われる。

参考文献

- 大井 裕貴 (2021) 「日本におけるスタートアップビザとは？」『地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ』
(https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/d802202dd86e2df0.html?msclkid=0e50400_fc23611ecbffc215626b67ae4)
- 沖縄県 (2022) 国家戦略特区／沖縄県
(<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/staff/kokkasenryakutokku.html>)
- 観光庁 (各年版) 「宿泊旅行統計調査」
(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/shukuhakutoukei.html>)
- 経済産業省 (2018) 「外国人起業活動促進事業に関する告示」
(<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/kokuji.pdf>)
- 経済産業省 (2022) 「外国人起業活動促進事業に関する制度の概要」
(<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>)
- 北九州市 (2018) 「北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱」
(2018年7月2日) (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/28500119.html>)
- 佐藤賢一郎・戸崎いずみ (2021) 「国家戦略特区を活用した外国人による創業の促進 - 福岡市の取り組みから -」『日本政策金融公庫論集』第51号, PP.81-102。
(https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/ronbun2105_04.pdf)
- 総務省統計局 (各年版 a) 「日本の統計」 (<https://www.stat.go.jp/data/nihon/02.html>)
- 総務省統計局 (各年版 b) 「社会生活統計指標 - 都道府県の指標」
(<http://www.stat.go.jp/data/shihyou/index.html>)
- 福岡市 (2017) 「福岡市「スタートアップビザ」特区制度」
(<https://fukuoka-visa-assist.com/news/1065/>)
- 法務省出入国在留管理庁 (2017a) 「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」(改訂版) (<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001655.pdf>)
- 法務省出入国在留管理庁 (2017b) 「ポイント計算表」
(<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001657.pdf>)
- 法務省出入国在留管理庁 (2020a) 「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン」2020年3月
- 法務省出入国在留管理庁(2020b) 「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置について」(2020年11月20日)
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/09_00001.html?msclkid=a2b2972ac3a311ecb24b5b4158165f6c)
- 法務省出入国在留管理庁 (2022) 「高度人材ポイント制とは？」
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_system_index.html)

法務省（各年版）「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」
(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)
内閣府（2022）「県民経済計算」
(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html)
内閣府地方創生推進事務局（2015）「創業人材の多様な外国人の受入れ促進」
(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/punch/y3-2.pdf>)
内閣府地方創生推進事務局（2022）「国家戦略特区の指定地域」
(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/shiteikuiki.html>)
東洋経済新報社（2021）「日本の会社データ 4 万社」東京：東洋経済新報社

- Anderson, S. (2018), “55% of America’s billion-dollar startups have an immigrant founder”, available at: <https://www.forbes.com/sites/stuartanderson/2018/10/25/55-of-americas-billion-dollarstartups-have-immigrant-founder/?sh51a1b840548ee> (accessed 1 June 2021).
- Dai Erbiao and Hatta Tatsuo, 2021. “The effects of demographic changes on regional economic growth: Evidence from Japan”, *The Singapore Economic Review*, Vol. 66, No. 6 (2021) 1549–1575. © World Scientific Publishing Company.
DOI: 10.1142/S0217590818420109 (Published Online 27 June 2019)
- Ferreira, J.J., Fernandes, C.I., Raposo, M.L., Thurik, R. and Faria, J.R. (2016), “Entrepreneur location decisions across industries”, *International Entrepreneurship and Management Journal*, Vol. 12, No. 4, pp. 985-1006.
- Gomez, C., Perera, B.Y., Wesinger, J.Y. and Tobey, D.H. (2020), “Immigrant entrepreneurs and community social capital: an exploration of motivations and agency”, *Journal of Small Business and Enterprise Development*, Vol. 27 No. 4, pp. 579-605
- Moghaddam, K., Aidov, A., DuVal, C. and Azarpanah, S. (2017a), “High-growth entrepreneurial firm funding: a qualitative study of native-born and immigrant entrepreneurs”, *Venture Capital*, Vol. 19 Nos 1-2, pp. 75-94.
- Moghaddam, K., Tabesh, P., Weber, T. and Azarpanah, S. (2017b), “The effect of culture on opportunity recognition: a qualitative study of immigrant and native-born entrepreneurs”, *International Journal of Entrepreneurship and Small Business*, Vol. 31 No. 2, pp. 309-324.
- National Immigration Forum =NIF (2018), “Immigrants as Economic Contributors: Immigrant Entrepreneurs”.
(<https://immigrationforum.org/wp-content/uploads/2018/07/Immigrants-as-Economic-Contributors-Immigrant-Entrepreneurs.pdf>)

- Natee Amornsiripanitch, Paul A. Gompers, George Hu, Kaushik Vasudevan (2021)
“Getting Schooled: The Role of Universities in Attracting Immigrant Entrepreneurs”,
Working Paper 28773.
(<http://www.nber.org/papers/w28773>)
- Ozgen, E. and Minsky, B.D. (2013), “Why some college students engage in entrepreneurial activities while others do not”, *Journal of Entrepreneurship Education*, Vol. 16, pp. 45-58.
- Pe’er, A., Vertinsky, I. and King, A. (2008), “Who enters, where and why? The influence of capabilities and initial resource endowments on the location choices of de novo enterprises”, *Strategic Organization*, Vol. 6 No. 2, pp. 119-149
- Sequeira, J.M. and Rasheed, A.A. (2006), “Start-up and growth of immigrant small businesses: the impact of social and human capital”, *Journal of Developmental Entrepreneurship*, Vol. 11 No. 4, pp. 357-375.
- Simarasl, N., Moghaddam, K. and Williams, D.W. (2021), "Antecedents of business location decisions: the case of aspiring immigrant opportunity entrepreneurs", *Journal of Small Business and Enterprise Development*, Vol. 28 No. 7, pp. 1075-1094.
<https://doi.org/10.1108/JSBED-06-2020-0204>
- Wadhwa, V., Rissing, B., Saxenian, A. and Gereffi, G. (2007), “Education, entrepreneurship and immigration: America’s new immigrant entrepreneurs, part II”, available at:
<https://ssrn.com/abstract=991327> (accessed 15 Jun 2021).
- Waldinger, R. (1993), “The ethnic enclave debate revisited”, *International Journal of Urban and Regional Research*, Vol. 17 No. 3, pp. 444-452
- Zhang, J., Wong, P.K. and Ho, Y.P. (2016), “Ethnic enclave and entrepreneurial financing: Asian venture capitalists in Silicon Valley”, *Strategic Entrepreneurship Journal*, Vol. 10 No. 3, pp. 318-335.
-

日本における外国人企業家の地域分布と影響要因

－外国人創業促進政策の効果に関する考察を兼ねて－

令和4年3月発行

発行所 公益財団法人アジア成長研究所
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
Tel : 093-583-6202 / Fax : 093-583-6576
URL : <http://www.agi.or.jp>
E-mail : office@agi.or.jp
